

笠山町ふれあい事業部規約

本規約は、笠山町々内会会則第 10 条の(2)に定めるふれあい事業部の業務について必要な事項を定め円滑な会務の運営を図ることを目的に定める。

1. 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 住民の交流事業の企画運営
2. 夏まつりの企画運営
3. 同和教育推進に関する事業企画
4. 関係団体との交流事業等の企画補助
5. 町内会で所有するイベント用品の管理
6. 上記に関連または付帯する事項

2. 構成員（部員）

本会は、笠山町に在住し、もしくは事務所、店舗、作業所等を有するものなから町内会長より委嘱された者（部員）で構成する。

3. 責任者の定め

本会は、次の役職者を置く

部長 1名

会計 1名

部長は必要に応じ委員のなから副部長を任命し職務の代行を命じることができる。

4. 任期

部員の任期は、会長の任期に準ずる。再任は妨げない。

5. 部会

部会は、事業の計画の必要性に応じて部長が招集する。

6. 必要経費

本会の運営に必要な経費については、原則として町内会会計より支出する。

7. 雑則

本会与町内会役員会との調整については、町内会の主管役員が行う。

以上

制定 平成5年4月